

第10期高齢者お達者プラン(加賀市介護保険 事業計画・加賀市高齢者福祉計画)の策定について

計画策定の趣旨

- 加賀市介護保険事業計画・加賀市高齢者福祉計画は、本市における介護保険制度と高齢者に関する福祉事業の円滑な実施に関する総合的な計画として、取り組む課題と目的を明らかにし、施策の方針と具体的な目標を定めるものです。
- 加賀市認知症施策推進計画は、令和6年に認知症基本法が施行され、当該計画策定が市町の努力義務となったことを受けて、認知症の人を含めた市民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（共生社会）の実現を推進することを目的として、認知症施策の基本となる事項を定めるものです。

- (1) 計画の基本指針に盛り込むことが考えられる
主な事項（国資料から）
- ① 介護サービス基盤の計画的な整備
 - ② 地域包括ケアシステムの深化
 - ③ 介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、
経営改善支援等

第10期介護保険事業（支援）計画の基本指針に盛り込むことが考えられる主な事項のイメージ

○介護サービス基盤の計画的な整備

① 介護保険事業（支援）計画の策定

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、都道府県と市町村が2040年度を見据えた中長期的な推計を実施し、共通の課題認識を持った上で、地域の関係者を含めてサービス提供体制の在り方を検討。
- ・ 計画策定における都道府県の関与や医療・介護連携の強化等のため、計画の策定過程における議論のプロセスを整理。
- ・ 計画策定に当たって都道府県・市町村や関係者が確認すべき指標や状況の提示等により、地域の現状把握・分析や計画策定を支援。

② 地域の実情に応じたサービス提供体制の構築

- ・ 地域の類型（中山間・人口減少地域、大都市部、一般市等）を念頭に置いた計画策定。中山間・人口減少地域においては、関係者の意見を聞きながら、必要な対応（人材確保や生産性向上等の施策、特例介護サービスの新たな類型の活用等）について議論。
- ・ 医療との連携状況や有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居の状況等を踏まえたサービス提供体制の構築。

○地域包括ケアシステムの深化

① 総合事業の多様なサービス・活動の充実に向け、多様な主体とのつながりづくり等の更なる支援や質の向上を図るための分析・評価等を推進。

② 頼れる身寄りがない高齢者等の生活ニーズを地域課題として解決するため、関係者を含めて地域全体で対応を協議し、切れ目のない支援が提供される地域づくりを推進。

③ 認知症基本法及び認知症施策推進基本計画を踏まえた取組の推進。

○介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等

① 都道府県が主体となって介護人材確保に関するプラットフォームを構築し、地域の関係者が協働して課題解決に向けた実践的な取組を推進。

② テクノロジーの更なる活用等による生産性向上や、協働化・大規模化の推進等による経営基盤の強化等を推進。

※ 法律改正事項については、今後法案を提出し、成立した後にその内容を反映した上で審議会で議論予定

【出典】令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料

計画の概要

(2) 他の計画との関係

本計画は、社会福祉法の規定に基づく地域福祉計画及び健康増進法の規定に基づく健康増進計画と整合性をとり、令和9年度からを計画期間とする「加賀市ビジョン」(仮)に則して定めるものです。

(3) 計画に盛り込む事項(予定)

①加賀市の現状と将来推計

・高齢者の現状と将来推計 ・介護保険事業の状況 ・高齢者施策の状況 ・現状から見える今後の課題

②日常生活圏域と地域の状況

・日常生活圏域の設定 ・地域の状況

③基本理念と施策体系

・地域包括ケアビジョンとその方向性 ・基本理念と施策体系
・地域の実情に応じたサービス提供体制の構築
・介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援等 ・認知症施策推進計画

④介護保険事業の見込みと介護保険料

・要介護認定者数等の推計 ・介護(予防・地域支援事業)サービス種類ごとの見込み量
・事業に係る費用の見込み ・第1号被保険者の介護保険料の算定 ・中長期的な事業の見込み

- 本計画は、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となり、現役世代の減少が顕著になる 2040（令和22）年に向けて、中・長期的な視野に立った目標を設定し、取組みを行う令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3か年を計画期間とします。

策定スケジュール（予定）

日付	内容
令和7年 10月	実施済 健康とくらしの調査
令和8年 3月	実施済 在宅介護実態調査
4月～5月	実施済 在宅生活改善調査、居所変更実態調査
5月～6月	介護人材実態調査、サービス提供体制意向調査
6月	地域ケア会議や相談履歴等からの地域課題の把握
6月	策定方針の決定
8月～9月	介護サービス事業者ヒアリング
12月	計画素案の提示
令和9年 2月	計画最終案の提示
3月	計画案の確定